

◎出席者（順不同・敬称略）

朝倉 陽子 五十君 静信 苅田 香苗 川名 三知代 工藤 由起子 合田 幸広
郷野 智砂子 小林 江梨子 近藤 麻子 杉本 直樹 曾根 智史 瀧本 秀美
辻 真弓 堤 智昭 藤原 慶正 本間 正充 丸山 玄 六鹿 元雄

◎事務局

中山 智紀 消費者庁食品衛生・技術審議官
紀平 哲也 消費者庁食品衛生基準審査課長
林 亜紀子 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長
佐野 喜彦 消費者庁食品衛生基準審査課器具・容器包装基準審査室長
野坂 佳伸 消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室長
境 啓満 消費者庁食品衛生基準審査課課長補佐
宮川 賢之 消費者庁食品衛生基準審査課課長補佐

○紀平食品衛生基準審査課長 定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会」を開催いたします。

本日は、現地及びオンラインでの審議とさせていただきます。何か不具合がございましたら、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインにて御参加の委員はお電話またはチャット機能にて御連絡いただければ、随時対応させていただきます。

初めに、審議会の委員に異動がありましたので御報告いたします。

本年4月10日付で内藤義和委員が退任され、新たに同日付で丸山玄委員が任命されております。

丸山委員、一言よろしくお願ひいたします。

○丸山委員 東京都保健医療局健康安全部食品監視課長の丸山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、委員の出席状況、審議の進行方法等について事務局から御説明いたします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

委員の出席についてですが、曾根博仁委員、木下委員から御欠席との連絡をいただいております。また、藤原委員から、少し遅れての参加と伺っております。

本日は、現時点で委員20名のうち17名に御出席いただいております。過半数に達しておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、当方の事務局等の者におきましては、公務のため適宜退出させていただく場合がございますので、御了承ください。

一般傍聴についてですが、ライブ配信による動画中継での傍聴としております。一般傍聴の方につきましては、消費者庁ホームページに審議会の資料を公開しておりますので、適宜御確認ください。

続きまして、審議の進行方法について説明いたします。

審議中に御意見、御質問をされる委員におかれましては、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインで御参加の委員は挙手ボタンを押していただくまたは挙手をお願いいたします。審議会長から順に発言者を御指名いただきます。なお、御発言される時以外は、マイクはミュートをお願いいたします。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでといたします。御退出をお願いいたします。

(カメラ退室)

○林残留農薬等基準審査室長 それでは、以降の議事の進行を曾根智史審議会長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○曾根（智）審議会長 皆さん、こんにちは。曾根でございます。

それでは、議事を進めます。

まず、事務局から本日の資料の確認と利益相反について報告をお願いします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

資料の確認をいたします。資料1が審議事項に係る資料①、資料2が審議事項に係る資料②、資料3が報告事項に係る資料、資料4がその他の報告事項に係る資料①、資料5がその他の報告事項に係る資料②となっております。その他、参考資料を配付しております。

お手元の資料に不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。

また、本日の審議会の審議事項においては、利益相反の確認対象はございません。

以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

本日は審議事項が2題、報告事項が1題、その他報告事項2題となっております。

それでは、審議事項の審議に入ります。

まず最初に、(1) 審議事項の①「食品衛生基準審議会における確認事項の一部改正について」に関して審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

それでは、資料1を用いて説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

食品衛生審議会における確認事項につきましては、前回1月の令和6年度第5回審議会におきまして、部会の統廃合等に係る改正について御審議いただき、御了承いただいたところですが、その後、そのほかの部分で誤りがあることが明らかになったため、改正をさ

せていただきたいというものでございます。

今回の改正部分は2ポツの部分でございます。

具体的な改正内容につきましては、参考資料1の新旧対照表で説明をいたします。お手元に御用意ください。

参考資料1の表紙の次のページでございますが、右側が改正前、左側が改正案となっております。改正前、つまり現行の記載では、2ポツの冒頭の部分、部会における「審議」、「報告」の扱いの区分のうち、「報告」は事後報告（答申後）で差し支えないこととすとなっておりますところ、この冒頭の「部会」の部分「審議会」に改正するというものでございます。

この改正の背景について説明いたします。昨年、食品衛生基準行政の消費者庁への移管の際に本審議会が新設され、昨年4月の令和6年度第1回審議会におきまして、本確認事項を含め、規程類を策定しているところでございます。

本審議会は、厚生労働省時代の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会と同等の審議体制とすることから、規程類につきましても食品衛生分科会のものを参考にして策定しております。

今回改正する部分につきましては、冒頭部分のところですが、食品衛生分科会での確認事項では「分科会における」となっておりましたところ、本確認事項を作成する際に、本来であれば「審議会における」とすべきところを「部会における」としておりましたことから、今回あるべき姿に戻すということで「審議会における」とするものでございます。

説明は以上でございます。

○曾根（智）審議会長 御説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、委員の方々から御質問や御意見はございますか。オンライン参加の委員も含めてお願いします。

会場は特にありますか。よろしいですか。

オンラインの委員はありますか。

移管の際の修正間違いを、現在の実態に合わせるということですので、特に問題ないとしてよろしいでしょうか。

特に御意見等はないようですので、審議会としてはこれで了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員首肯）

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして（1）審議事項の②「ミネラルウォーター類中のPFOS及びPFOAの規格基準の設定について」に関して審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

○境課長補佐 議題2について御説明いたします。

関係する資料につきましては、資料2と参考資料2になります。

それでは、資料2を御覧ください。

1 ページ目でございますが、諮問書になります。

2 ページ目からが部会での報告になります。

具体的には3 ページ目からの資料になります。こちらが報告書でございます。

まず1の経緯についてでございます。有機フッ素化合物（PFAS）につきましては、食品安全委員会が食品健康影響評価を実施し、昨年6月にその評価結果が通知されております。また、本年2月に開催されました中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会におきまして、水道水におけるPFOS及びPFOAの分類の見直し等が議論され、現行の水質管理目標設定項目から水質基準に見直す方向で検討が進められております。

2段落目でございますが、ミネラルウォーター類につきましては、水道水の代替として摂取されている実態があることから、水道法に基づき水道水の水質基準等として人の健康の保護の観点から基準値が設定される項目につきましては、食品衛生法においてもミネラルウォーターの成分規格の項目とすることを検討することが適切であるということで、平成22年のこの部会において決定された基本的な考え方に基づき対応してきたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、食品衛生基準審議会に対し、令和7年2月4日に諮問され、10日の部会において審議を行いました。

詳細につきましては、その部会において用いた資料にて御説明させていただきます。通し番号の7ページ目からになります。

7ページ目につきましては、今御説明しました内容と重複しますので、省略させていただきます。

8ページ目でございます。食品安全委員会の評価結果でございます。PFOSとPFOAそれぞれにつきまして、耐容一日摂取量といたしまして、それぞれ一日当たり20ng/kg体重と設定されております。

9ページ目をお願いいたします。環境省における水道の水質基準の検討状況についてでございます。令和2年3月に、水質管理目標設定項目として目標値（暫定）が設定されまして、令和7年2月に水質基準項目としてPFOSとPFOAの合算値ということで50ng/Lとする方針案が検討されております。

10ページ目でございます。ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等についてでございます。食品衛生法におけるミネラルウォーター類の成分規格の設定の方針につきましては、平成22年に開催されました薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において了承されております。

この基本方針の部分の1つ目でございますけれども、食品健康影響評価や水道法に基づく水質基準等の見直しの状況を踏まえ、ミネラルウォーター類に係る成分規格の設定等を検討するとされております。また、ミネラルウォーター類につきましては、殺菌または除菌を行うものと殺菌または除菌を行わないものに区分いたしまして、それぞれ規格区分を

設定しております。

真ん中のミネラルウォーター類（殺菌・除菌あり）の成分規格設定方針でございますが、該当するところは1の項目設定（1）の健康関連項目の①の部分になります。水質基準及び水質基準を補完する意味で水道水に関して設定されている水質管理目標において、健康関連項目のうち、水質基準とされている項目については成分規格の項目として選定するとされております。

また、2の基準値につきましては、（1）の健康管理項目の①の部分になります。基準値設定の基本的な考え方として、耐容一日摂取量（TDI）などの健康影響の指標値の有無に基づき設定するというようにされております。

続きまして、一番下のミネラルウォーター類（殺菌・除菌なし）の成分規格設定方針です。殺菌・除菌なしのものにつきましては、原則として国際的な食品規格であるコーデックスのナチュラルミネラルウォーター規格に準拠し、成分規格に設定する項目の選定及び基準値の設定等を行うとされております。

11ページをお願いいたします。こちらは食品衛生法のミネラルウォーター類の成分規格と水道法の水質基準をまとめたものでございます。

詳細は省略させていただきまして、12ページでございます。こちらはミネラルウォーター類の殺菌・除菌なしの製造基準の抜粋になります。殺菌・除菌を行わないものにつきましては、aにおいて、泉源や採水地点の環境保全を含めた衛生管理について、cにおいて原水は人為的な環境汚染物を含むものであってはならないことなどが規定されております。

続きまして、13ページになります。ミネラルウォーター類中のPFOS及びPFOAに関する調査結果についてでございます。こちらは昨年9月6日の本審議会において御報告させていただいておりますので、詳細は省略させていただきます。

14ページになります。国内及び諸外国における飲料水の規制状況についてでございます。国際的な食品規格であるコーデックス規格におきましては、現時点で基準値は設定されていない状況です。EUにつきましては、飲料水規制の中でミネラルウォーター類についても基準値が設定されております。ただし、食品衛生法におけるミネラルウォーター類、殺菌・除菌なしを含めたナチュラルミネラルウォーターについては適用の除外とされております。米国の飲料水規制においては、対象は水道水とされており、ミネラルウォーター類については対象とされていないという状況でございます。WHOについては検討が続けられている状況でございます。

15ページに参りまして、食品衛生法の規格基準における対応の方向性についてでございます。ミネラルウォーター類の成分規格の項目につきましては、先ほど御説明いたしました平成22年の基本方針に基づきまして、水道法に基づき、水道法の水質基準等として人の健康の保護の観点から基準値が設定されている項目につきましては、食品衛生法においてもミネラルウォーター類の成分規格の項目とするということを検討するとされております。

また、ミネラルウォーター類のうち、殺菌または除菌を行わないものにつきましては、

原則としてコーデックスのナチュラルミネラルウォーター規格に準拠し、項目の選定を行うとされているところでございます。

16ページの基準値になります。ミネラルウォーター類殺菌・除菌ありの成分規格の基準値につきましては、従来、水道水質基準等の設定の考え方に準じて設定するとしておりまして、平成22年の成分規格設定方針を踏まえまして、今回、水道水の水質基準におけるPFOS及びPFOAの基準値案におきましては、PFOS及びPFOAの合算値として50ng/Lとお示ししているところでございます。

以上でございます。部会の報告資料の3ページに戻っていただければと思います。

この結果といたしまして、2.の審議の結果の部分でございます。清涼飲料水の規格基準で規定するミネラルウォーター類のうち、殺菌及び除菌を行うもののPFOS及びPFOAに係る成分規格につきましては、PFOS及びPFOAの合算値として0.00005mg/L、50ng/Lとすることが妥当であるとされております。

次のページに行きまして、本案の施行につきましては水道水質基準の改正と合わせるということとし、経過措置を規定する方向で考えております。

また、その下の参考について記載をしておりますけれども、部会での審議結果を踏まえまして、食品安全基本法に基づき食品安全委員会に意見を求めたところ、2月18日付で答申を受けております。

さらに、2月26日から3月21日までパブリックコメントを行っておりまして、約350件の御意見がございました。その内容と案につきましては、参考資料として本日添付させていただいております。

また、本日午前で開催されました環境省の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第2回）で、水道水の水質基準についての考え方については了承されましたので、併せて御報告させていただきます。

最後に、事前に委員の先生方から御意見、御質問をいただいておりますので、補足として2点御紹介させていただきます。

まず、食品製造用水の取扱いについて御質問がございました。食品製造用水は、基本的に食品の洗浄や冷却といった用途に用いるものではございますけれども、水道水やミネラルウォーターのように直接飲用に供するものではないというものです。事業者における自主的な対応を促すといったことも含め、引き続き関係省庁とも相談して、これについても対応を行っていきたいと考えております。

また、2点目としまして、殺菌・除菌ありのミネラルウォーターのみならず、殺菌・除菌なしのミネラルウォーターに係る監視指導方法等についての御意見がございました。こちらにつきましても、具体的な監視指導方法につきまして関係省庁と相談をして、必要な対応を行っていきたいと考えております。

説明は以上になります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○曾根（智）審議会会長 ありがとうございます。

それでは、議論に入る前に、部会での審議の状況について工藤部会長から御報告いただけますか。オンラインでいらっしゃると思います。

○工藤部会長 工藤です。

これは、部会のほうでは全員参加いただきまして議論をしたところなのですが、国際的状況が比較的明らかになっており、まとまっておりますので、それを参照して、日本もそこに大きく違わないような方向性で行くということで審議が進んで、合意されたというところでございます。

以上です。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の方々から御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、郷野委員、お願いします。

○郷野委員 ありがとうございます。

今回の審議事項である食品中のPFASに係る規格基準の設定につきましては、異論ありません。

その上で、本日の審議事項ではないのですが、消費者からのPFASについての不安の声が弊会のほうにも届いているところです。食品安全委員会での食品健康影響評価を受け、きちんとリスク管理されていることを消費者に正しく伝えていくことが重要だと思います。

令和7年3月に環境省からPFASハンドブックが出されていますが、消費者庁のほうでも御共有いただいて、特にリスクコミュニケーションにつきましては関係省庁連携で進めていただけると消費者の不安も和らぐと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

事務局から回答があればよろしく申し上げます。

○境課長補佐 御指摘ありがとうございます。

今、先生から御指摘がございましたように、環境省におきましてPFASハンドブックが作成されていると伺っております。またホームページに掲載されて、自由にダウンロードできるようになっていると承知しています。

また、食品健康影響評価を行っております食品安全委員会におきましても、Q&Aがホームページに掲載されていると承知しております。

消費者庁におきましても、関係省庁と連携しまして、PFASの特徴や用途といった基礎的な情報や、関係省庁による取組についてイベントにおける周知ですとか、地方公共団体における食品安全を担当する方を対象とした研修会なども実施しているという状況でございます。

引き続き関係省庁とも連携しまして、最新の情報と科学的な知見に基づいて消費者に対する正確な情報提供ができるように努めていきたいと思っております。

○曾根（智） 審議会長 郷野委員、よろしいでしょうか。

○郷野委員 はい。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○曾根（智） 審議会長 ありがとうございます。

そのほか御意見はございますか。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 今回、殺菌・除菌を行わないナチュラルミネラルウォーターについては対象外ということですが、実際にこういったナチュラルミネラルウォーターのPFAS濃度を測って、十分に低いというような根拠がこれまであったのかどうか。

例えば今回の資料の13ページですよね。令和3年、令和4年で国内に流通するミネラルウォーター類をかなり調べていますけれども、そのうち、少し出ているようなものが見られるのですけれども、こういったものにナチュラルミネラルウォーターが含まれるかどうかという情報はありますか。

○境課長補佐 では、事務局からお答えいたします。

通し番号の13ページの資料になります。これは国内で1件見つかったということで、この結果のところの※の1つ目に書かれておりますとおり、この地方公共団体に対して情報提供を行い、さらにその暫定目標値を下回っていることが確認されたというものでございまして、これは国内のものでございます。

国外のものにつきましても、通し番号の12ページのところもございまして、ミネラルウォーター類の殺菌・除菌なしの部分につきまして、先ほどaとcの部分について御説明をさせていただきましたけれども、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならないといった記載もございます。ここをどういうふうにしっかり運用していくかというところを、関係省庁とも連携していきたいと思っております。

○本間委員 ただ、今、PFASに関しては雨水にかなり含まれているということで、地球上でPFASに汚染されていないような場所はないと言われており、チベットとかヒマラヤの奥地でもPFASが検出されたという報告もあります。資料には原水には人為的な環境汚染化学物質が含まれてはならないと書いてありますが、果たして本当に原水にそういったことが担保されるのかどうかというのが私としては疑問です。今後もナチュラルミネラルウォーターに関しては特にケアしないというスタンスでよろしいですか。

○境課長補佐 御指摘の点につきましては、ここの部分に限った話ではございませんが、国内、国外の状況など、新しい知見やそういったものがあれば、その状況を踏まえて適宜見直していくということになるかと思っております。現時点におきましては、国内外の状況を踏まえまして、このような案になっているという次第でございます。

○紀平食品衛生基準審査課長 少し補足させていただきます。

手当てしないのかという御指摘だったかと思っておりますけれども、今回、殺菌・除菌なしのものは数字としては置かないということで考えておりますけれども、その前提としましては、御指摘いただいたとおり、既に製造基準で人為的な環境汚染物質を含むものであって

はならないという規定があるということで、個別の数字は置かなくてもこの規定があるということが前提になっていると考えております。

冒頭の事務局の説明でも触れましたけれども、この規定についてどういった形で実際の現場での対応を行うかということについては関係省庁と今相談中ですので、この対応については何らか示したいと考えております。

以上です。

○曾根（智） 審議会長 ありがとうございます。

本間委員、よろしいでしょうか。

○本間委員 はい。

○曾根（智） 審議会長 そのほかございますか。

私から1点だけ、PFAS、PFOAの健康影響に関する研究は環境省のほうで進められているのでしょうか。やはり具体的にどのような健康影響があるのかということは消費者の皆さんも国民の皆さんも大変関心のあるところだと思いますので、その辺りの知見の蓄積も一方で大切だと思います。お答えがあればお願いします。

○境課長補佐 関係省庁で連携して知見の収集に努めていくということで、環境省を含めまして取り組んでいくということになるかと思っておりますし、様々な省庁でもいろいろ研究を行っておりますので、関係省庁としっかり連携して、もし新しい知見があればまた検討していくということになるかと思っております。

○曾根（智） 審議会長 ありがとうございます。

そのほか、オンラインの委員も含めてございますか。よろしいですか。

それでは、幾つか大変有益な御意見をいただきまして、事務局のほうでも引き続き継続して対応をお願いしたいと思いますが、審議会としては今回の基準について了承したいと思います。それでよろしいでしょうか。

（委員首肯）

○曾根（智） 審議会長 ありがとうございます。

それでは、本件も事務局には答申に向けた手続をよろしくお願いします。

それでは、審議事項は終わりました。報告事項に移ります。

まず最初に①「食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について」に関して、事務局から報告をお願いします。

○林残留農薬等基準審査室長 資料3を用いて御説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

今回「食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について」で報告いたしますのは、目次でございますように、フルアジナム等の16品目についてでございます。上から4番目のプロフラニリドが農薬及び動物用医薬品、11番目のジブチルサクシネートとその下のノルジエストメット、その下のプラレトリンが動物用医薬品、それ以外の12品目が農薬となります。

農薬・動物用医薬品部会におきましては、フルアジナムからマンデストロビンの3品目が昨年11月に、プロフラニリドからノルジェストメットの9品目が本年1月に、プラレトリンからブタクロールの4品目が本年3月に御審議いただき、いずれも部会で御了承いただいたものでございます。

各品目について概要を御説明いたします。3ページを御覧ください。

1品目めはフルアジナムでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺菌剤、殺ダニ剤でございます。

食品安全委員会での評価結果を踏まえた基準値案は、5ページ、6ページにお示ししているとおりでございます。

規制対象物質は資料に記載のとおりでございます。

今回設定いたします基準値案に基づく推定ばく露量につきましては、許容一日摂取量（ADI）、急性参照用量（ARfD）の範囲内となり、特段問題はないと部会において評価いただいております。

先ほど申し上げましたとおり、5ページと6ページが基準値の案で、7ページから9ページが答申案でございます。

1品目めのフルアジナムについては以上でございます。

以降、ほかの15品目におきましても資料の構成は同様でございます。

また、いずれの品目におきましても、ばく露評価の結果におきましてはいずれもADIやARfDの範囲内となり、特段問題はないものと部会において評価をいただいているものでございますことから、以降の品目につきましては、それぞれの品目の経緯と用途を中心に御説明をさせていただきます。

10ページを御覧ください。

2品目めはフルピリミンでございます。本件は、農薬取締法に基づく試験成績の追加提出に伴う基準値設定の要請及び畜産物への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺虫剤でございます。

続きまして、14ページに参りまして、マンデストロビンでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請並びに魚介類及び畜産物への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺菌剤でございます。

続きまして、20ページでございます。

4品目めはプロフラニリドでございます。本件は、農薬取締法に基づく新規製剤の農薬登録申請、既存製剤の適用拡大申請、並びに「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく基準設定の要請を受け、残留基準値を設定するものでございます。

この「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」は、平成16年に発出された通知となりますが、国外で使用される農薬等について残留基準の設定や改正する場合の要請についての手続等を示したものでございます。今般、この通知に基づきまして、国内で基準値が設定されていない農産物、今回はピーマンになりますけれども、海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランスの申請があったというものでございます。

用途は農薬及び動物用医薬品の殺虫剤でございます。

続きまして、28ページを御覧ください。

5品目めはイソフェタミドでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺菌剤でございます。

続きまして、37ページを御覧ください。

6品目めはジンプロピリダズでございます。本件は、農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺虫剤でございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

7品目めはチフルザミドでございます。本件は、農薬の再評価に伴うものでございます。

農薬の再評価は、平成30年の農薬取締法の改正で、全ての農薬について、定期的に科学的知見に基づき安全性等の再評価を行うという仕組みとして導入されたものでございます。おおむね15年ごとに再評価は行われますが、既登録農薬につきましては、2021年度から優先度に応じて順次再評価が始まっているという状況でございます。

今般、食品安全委員会の評価結果、農林水産省から農薬再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準の設定を行うものでございます。

このチフルザミドと本日の農薬に係る報告品目の一番最後の品目でございますブタクロールが農薬再評価の品目となります。

このチフルザミドの用途といたしましては、農薬の殺菌剤でございます。

食品安全委員会における農薬の再評価における評価におきましては、これまでのADI及びARfDと変更はなく、食品安全委員会での評価結果を踏まえた基準値案は43ページにお示ししているとおりとなっております。

チフルザミドにつきましては以上でございます。

続きまして、46ページを御覧ください。

8品目めはピラジフルミドでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺菌剤でございます。

続きまして、54ページを御覧ください。

9品目めはフルキサメタミドでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請

に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺虫剤でございます。

続きまして、60ページを御覧ください。

10品目めはポリオキシシン複合体でございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺菌剤・殺虫剤・抗生物質でございます。

続きまして、64ページを御覧ください。

11品目めはジブチルサクシネートでございます。本件は、平成18年に農薬、動物用医薬品、飼料添加物でポジティブリスト制度が導入された際に暫定的に設定した基準値を見直すものでございます。

用途は動物用医薬品で、昆虫忌避剤として用いられております。

食品安全委員会では、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられると評価をさせていただいております。この評価結果を踏まえまして、現行の規制対象を維持し、暫定基準をそのまま本基準案としているものでございます。その結果、答申案をお示ししたのが65ページのものでございます。

ジブチルサクシネートにつきましては以上でございます。

続きまして、66ページでございます。

12品目めはノルジェストメットでございます。本件も暫定基準の見直しでございます。

用途は動物用医薬品で合成ホルモン剤として用いられております。

食品安全委員会では、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられると評価をいただいております。この評価結果を踏まえまして、現行の規制対象を維持し、暫定基準をそのまま本基準として、67ページにお示ししておりますような答申案としております。

ノルジェストメットに関しては以上でございます。

続きまして、69ページを御覧ください。

13品目めはプラレトリンでございます。本件は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請がなされたこと及び当該承認に伴い同法に基づく使用基準を設定することについて農林水産大臣から意見聴取があり、残留基準を設定するものでございます。

用途は動物用医薬品の殺虫剤でございます。

続きまして、72ページを御覧ください。

14品目めはエトフェンプロックスでございます。本件は、畜産物への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺虫剤でございます。

続きまして、80ページを御覧ください。

15品目めはスピネトラムでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴

う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺虫剤でございます。

最後、16品目めでございます。91ページを御覧ください。

チフルザミドのときに申し上げましたとおりに、このブタクロールにつきましても農薬再評価に伴うものでございます。

用途は農薬の除草剤でございます。

食品安全委員会での評価ではADIの変更はございませんでしたが、今回新たにARFDが設定されております。

ブタクロールについては以上でございます。

いずれの品目におきましても、残留基準の設定につきましては、提出された残留試験のデータに基づきまして設定しております。適用の農作物の申請等がなかった部分につきましても、基準値が変更になっている部分がございますが、これにつきましては、農薬・動物用医薬品部会で定めた「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則」を踏まえて、計算方法の見直しを行ったり、国際基準が設定されたものについては、その反映を行う等の確認を行った結果でございます。

農薬等に関する報告事項についての説明は以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

申し遅れましたが、これは、食品衛生基準審議会規程の第8条第1項に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とする事項について、その決定事項を審議会に報告するという趣旨の報告事項です。

部会で既に決定されたことをこの場で報告するということですので、その部会の審議の状況について堤部会長から御説明いただけますか。

○堤部会長 国立衛研の堤です。

先ほど詳細な説明がございましたので、重複する部分はございますが、概要をお話しさせていただきます。

今回の報告事項である農薬など16品目につきましては、昨年11月、本年の1月と3月に開催した農薬・動物用部会において審議を行ったものになります。

ジブチルサクシネート、ノルジェストメット及びプラレトリンは動物用医薬品ですが、それ以外は農薬となり、プロフラニドにつきましても農薬及び動物用医薬品の両方となります。

いずれの品目につきましても、部会では報告書の記載整備に関する指摘はあったものの、大きな論点はなく、規制対象物質やばく露量を評価対象物質の選定に特段の問題はないこと、また、残留分析法及びそのデータ並びにばく露評価の結果により、残留基準値案は適切であり、特段の問題はないとの結論に至っております。

私のほうからのコメントは以上になります。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局からの説明と堤部会長からの説明も踏まえて、御意見、御質問があればお願いします。

合田委員、お願いします。

○合田委員 43ページのチフルザミドのその他の野菜のところでは基準値案がないというのは、申請がなかったとか、最後に説明がありましたが、それにちょうど該当しなかったからということですか。

○林残留農薬等基準審査室長 では、事務局からお答えいたします。

チフルザミドにつきましては、今回、基準値案を空欄となっている部分がありますが、これまで設定根拠としていたのが韓国の高麗にんじんだったのですが、その使用方法が変更になっており、現在の使用法に基づく作物残留試験成績が確認できなかったという状況でした。そのため、残留基準を維持する根拠がないということで、今回削除とさせていただきます。

○合田委員 その場合、その他の野菜については、入っていた場合にはどういう状態になるのですか。

○林残留農薬等基準審査室長 今回、基準値が削除されましたので、一律基準、つまり、0.01ppmが適用されることとなります。

以上でございます。

○合田委員 ありがとうございます。

○曾根（智）審議会長 よろしいでしょうか。

そのほかございますか。

オンラインの委員の先生方、何かございますか。

本間委員、お願いします。

○本間委員 質問なのですが、60ページのポリオキシン複合体ですが、ばく露評価を見ると、EDIとADIがほとんどゼロになっていますけれども、これはどういうことなのでしょう。ほとんど検出されていないということですか。

○曾根（智）審議会長 では、堤部会長からお願いします。

○堤部会長 部会長の堤です。

コメントですが、このADIとかを見ていただくと、値が2.5mg/kg体重/日と非常に大きいと思いますので、本当は0.0の後には数字があるのかもしれませんが、表示上は0.0とかになっているのだと私は思いました。

答えになっていますでしょうか。

○本間委員 多分そうですね。あるけれども、分母が大きいから0に近くなってしまっているのですね。分かりました。ありがとうございます。

○曾根（智）審議会長 事務局から追加でございますか。

○林残留農薬等基準審査室長 今回の堤部会長からの説明に追加はございません。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

では、杉本委員、お願いします。

○杉本委員 分からないので教えてもらいたいのですけれども、ひょっとしたら興味なのかもしれないのですが、例えば61ページの食品名のところで真ん中ぐらいのきゅうりのところなどだとメロン類の果実になっていて、その下にその他の野菜、こういう書き方があるのと、メロン類の果実の下にうり科の野菜とかそういうパターンもあって、メロン類というのは果実で、それ以外は野菜で、あと、その他の果実がほかのページにもたしかあったと思うのですが、例えば58ページのその他の果実というのの注のところに何なのかというのは書いているのですけれども、何をもって果実と言っているのだろうというところがどういうふうに定義しているのかなと。だから、さっきのうり科の野菜でうり科の実ができたときは果実ではない。だけれども、メロンは果実と。メロンの果実と言った以上、メロンは果実なのでしょうけれども、その他のうり科のものは全部野菜なのかなと。どういう解釈をしているのだろうというところが、何かあれば教えてください。

○曾根（智）審議会長 事務局、どうぞ。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

杉本委員からいただいた御質問に対して明確な回答にはならないかもしれませんが、基準値案にお示ししております一覧表につきましては、食品分類に基づいてお示しさせていただいておりますので、その分類に沿った形にさせていただいております。

以上でございます。

○杉本委員 そうすると、申請があったりしたときに、個別品目として、これは野菜ですというものだったり、どちらかに行くときがあるということですよ。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

適用拡大があったときに基準値設定の依頼がある際には、どれで基準値をつけてくださいという形で農林水産省から依頼が来るので、この食品分類に合ってくることになります。

ただ、海外からの輸入品で基準値を設定する際には、国際基準とかもそうなのですけれども、食品分類が国によって少し細かいところで違ってくるというところがございますので、そういったところは日本の場合ですとどこに入るのかというところを勘案した上で基準値をつけさせていただいております。

以上でございます。

○杉本委員 分かりました。ありがとうございます。

○曾根（智）審議会長 よろしいでしょうか。

合田委員、お願いします。

○合田委員 これは学術的には非常に難しい問題で、林さんが答えられないのはそのとおりだと思うのですけれども、結局、野菜の場合には栽培品種名で学名上ではコントロールできない場合もありますし、それから、ハイブリッドがいっぱいできてくるので、その中でどれをどこに含めるかというのは各国の文化が直接関係してくるので、この部分では

やはり一般的にこの世界の中でどこに入りますかねということの判断に従うしかないのだと思います。だから、こういう分類になっているのだと思います。

例えば、たまたま今この画面に出ていますけれども、レモンとオレンジの間に関わり合ったものというのは、かんきつですから当然出てくるのですけれども、これはどちらなのですかと判断するのかというのは、それぞれの種の割合がどれくらいかということを考えなくてはいけないですよ。これはたまたま基準値が同じなので関係ないのですけれども、その辺のところは、そのときそのときで厳密には誰かが判断しないといけないのだろうとは思いますが、どうしても品種改良が行われて、それはどちらのグループなのですかと。あと、見た目のはっきり違っても、種として植物的には同じなものがたくさんありますから、その辺のところも全部考えて、あとは直接、間接の摂取量も含めて考えているから、杉本さんのように思われるのかなと思いました。

以上です。

○杉本委員　そういうことなのですけれども、基準値が違っているときに、そういうパターンのとき、どちらに入れるのだろうというのが不思議に思ったということです。高い値がついているものと低い値がついているときに、どちらとも取れるよねというときはどちらなのだろうなど。

○曾根（智）審議会長　何かお答えは。

堤部会長、お願いします。

○堤部会長　堤です。

答えになっているかどうか分からないのですけれども、必ずしも品種とかそういうようなので分けるというよりは、例えば農薬の使い方とか農薬の残り方ですよ。そういうのが同じようなものについては基準値が同じ部類となるので、統合するとかということがされますので、ここは必ずしも品種改良したものとかそういうような視点ではなくて、作残試験の結果から統合したりすることはありますので、確かに皆さんが想像している食品の名前とのずれというのは出てきます。

○曾根（智）審議会長　要するに、作物あるいは植物としてどのように栽培するかとか、その辺りでも差が生じるという理解でしょうか。

○堤部会長　農薬の残り方もその栽培など植物によって違ってくると思いますので、もし大きく違うようであれば、分けてというのがあり得るのかなと思います。

○曾根（智）審議会長　ありがとうございます。

事務局から何か追加でありますか。

○林残留農薬等基準審査室長　事務局でございます。

今、堤部会長から御説明いただいたように、農薬はどういった形で使用されるのか、また、残留の仕方にどのようなばらつきがあるのかといったところも考慮した上で、残留基準値を設定させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告については以上としたいと思います、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項の（3）その他の報告事項に入ります。その他の報告事項の①です。

「伝達性海綿状脳症対策調査会の設置について」に関して、事務局から報告をお願いします。

○宮川課長補佐 よろしくお願ひいたします。

資料4を御覧いただきたいと思ひます。

伝達性海綿状脳症対策調査会の設置について説明いたします。

これまで食品規格部会、乳肉水産食品部会、伝達性海綿状脳症対策部会の3つの部会があったところですが、これらが統合されまして、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会となったところです。この中で伝達性海綿状脳症対策、主な内容としては牛海綿状脳症対策、いわゆるBSEの対策になってまいりますが、こちらについてはリスク管理をする必要のあるハザードがウイルスや微生物と違ひましてプリオンという蛋白質になってまいります。このリスクの議論につきましては非常に専門性が高いことから、専門的な見地から議論する場として調査会を設置させていただくというものでございます。

設置要綱の1の目的にありますとおり、食品衛生法における伝達性海綿状脳症対策に関しましては、法第13条で食品と添加物、並びに法第18条で器具・容器包装において原材料の規格基準が設定されております。

具体的には、BSEの発生国や発生地域のうち、食品安全委員会で評価を受けた国や地域の牛の30か月齢を超える脊柱の除去に関する規定が設けられております。この規定に関しては、世界的にBSEのリスクが減少している状況を踏まえまして、平成27年に厚生労働省から食品安全委員会に対して脊柱の除去の規定に関する食品健康影響評価の依頼を行っているところでございます。

現在、食品安全委員会において審議が続けられているところではございますが、評価結果が通知された後は、評価結果を踏まえて規格基準の見直しを検討することが必要になります。そのため、専門的な調査審議を行うために、食品衛生基準審議会規程第9条第1項に基づき、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会の下に伝達性海綿状脳症対策調査会を設置させていただくということを目的としております。

調査会の設置につきましては審議会長の同意をいただいております、また、調査会の委員につきましても、資料4の4ページのとおり、審議会長より御指名をいただいております。

報告は以上となります。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

質疑に入る前に、工藤部会長から追加の報告はございますか。

○工藤部会長 今、BSEによる健康被害というのはあまり報告がないところですが、ずっと議論等が続いていたところですので、今後、状況を見ながらこの調査会を開くということで理解をしております。

以上になります。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの報告と工藤部会長からのお話を含めて、御質問や御意見はありますか。

オンラインの委員の先生方、よろしいですか。

今、4ページには調査会の委員のお名前が4名記されております。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告は特に問題ないということで、ありがとうございました。

続きまして、その他の報告事項の②ですが、「審議・報告対象品目の処理状況について」に関して事務局から報告をお願いします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

資料5を用いて御説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、2ページでございます。

これまでに本審議会におきまして審議・報告した品目のその後について御報告をさせていただきます。昨年度分だけでなく、移管前の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において処理状況の報告を行っていなかった部分につきましても、併せて報告をさせていただきます。

2ページが令和5年度に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議・報告を行った品目の処理状況のうち、食品衛生分科会未報告分の令和5年12月、令和6年2月の食品衛生分科会での審議・報告品目分をまとめたものでございます。いずれにつきましても、分科会で審議・報告した基準案からの変更はなく、告示をしております。

また、次のページ以降が令和6年度分に本審議会において審議・報告を行った品目の処理状況をまとめたものでございます。

令和6年度、本審議会でも個別品目を扱ったのは7月、9月、12月の審議会と、3月に1回書面開催を行っておりますが、7月、9月、12月分の一部の品目につきましては告示まで進んでおりまして、審議会でも審議・報告した基準案からの変更はございません。また、12月分の一部のものと3月分につきましては、いずれにつきましてもパブリックコメント、WTO通報を順次進めているというところでございます。

今後も、年度の最初の審議会におきまして、前年度の状況について報告をさせていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの報告につきまして、委員の皆様から御質問や御意見はあります

か。

一言で言うと、全体としては順調に対応が進んでいるということですね。

○林残留農薬等基準審査室長 そのとおりでございます。

○曾根（智）審議会長 では、引き続きよろしく申し上げます。

オンラインの委員の先生方は何か御質問等がありますか。よろしいですか。

会場の先生方もよろしいですか。

それでは、以上で、審議事項、報告事項及びその他の報告事項の議事は終わりました。御協力ありがとうございました。また、様々な御意見をありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○林残留農薬等基準審査室長 本日も御審議いただきまして誠にありがとうございます。

次回の日程は、決定次第、追って御連絡させていただきます。

以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございました。

それでは、長時間の御審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会は閉会いたします。オンラインの委員の先生方もありがとうございました。